

取締役等の責任軽減 への異議権

制度調査部
堀内勇世

「会社法」の焦点シリーズ 37

【要約】

「会社法」が、今年5月1日に施行された。

この会社法は、以前、株式会社などの会社に関する規制が商法などのいくつかの法律に散らばっていたのでそれをまとめるとともに、現在の社会経済情勢にあうように改正を施したものである。

会社法でも、旧法の実取締役等の責任軽減の制度は、原則維持されている。

取締役等の責任軽減の制度において、株主が異議を述べる機会を設けている場合がある。このときの異議を述べる権利を、「取締役等の責任軽減への異議権」という。

「取締役等の責任軽減への異議権」につき、少々変更された面があるので紹介する。

1．少数株主権として

会社法の下で、「少数株主権」とは、総株主の議決権の一定割合以上もしくは一定数以上、または発行済株式数の一定割合以上を有する株主のみが行使できるとされている権利のことである。

この少数株主権には、株主提案権や総会検査役選任請求権などが存在する。

神田秀樹（東京大学大学院法学政治学研究科教授）著「会社法 第八版」（弘文堂、2006年）の62ページ掲載の図表によれば、取締役等の責任軽減への異議権（会社法426条5項）も、少数株主権の一種である。

2．取締役等の責任軽減への異議権とは

取締役等の責任軽減への異議権とは、「定款規定による取締役会決議等に基づく事後の実取締役等の責任軽減」の制度を導入している会社で、実際にその制度に基づき取締役等の責任軽減が行われることが決議された場合に、異議を述べる権利のことである^(注1)。なお、異議が一定数以上集まると、この制度により取締役等の責任軽減を実施できないとされている。

この権利は、会社法426条5項で規定されている。

この権利は、取締役会限りで責任軽減されると、株主が予期しない責任軽減がおこなわれるおそれも否定できないことから設けられたものである^(注2)^(注3)。



- (注1) 「定款規定による取締役会決議等に基づく事後の取締役等の責任軽減」の制度については、後述の「4」を参照。
- (注2) 平成13年12月の商法改正(「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年12月12日公布))により、創設された制度である。
- (注3) 大田誠一(衆議院議員)・保岡興治(衆議院議員)・谷口隆義(衆議院議員)監修「企業統治関係商法改正法Q & A」(旬刊商事法務 No.1623 [2002.3.15])の4~13ページ。特に8ページ)参照。

3 . 異議権行使による阻止の要件

「定款規定による取締役会決議等に基づく事後の取締役等の責任軽減」の制度を導入している会社で、実際にその制度に基づき取締役等の責任軽減を行うことが決議された場合、その後1ヶ月以上の期間を定めて、会社は株主から異議を受け付ける。

この異議を述べる権利が「取締役等の責任軽減への異議権」である。

この異議が一定数以上集まると、「定款規定による取締役会決議等に基づく事後の取締役等の責任軽減」の制度の下では、取締役等の責任軽減を実施できない^(注4)。

どの程度集まると実施できなくなるかという点、「**総株主の議決権の3%**」を有する株主が異議を述べた場合、**実施できない**とされている(会社法426条5項)。

なお、この3%の部分については、**定款で引下げ可能**とされている(旧法からの主な**変更点**)。

また、ここでいう「**総株主**」からは、**責任軽減の対象となる役員等を除く**とされている。

- (注4) 異議が集まって実施できなくなるのは、「定款規定による取締役会決議等に基づく事後の取締役等の責任軽減」の制度による取締役等の責任軽減である。それゆえ、異議が集まっても、他の制度による取締役等の責任軽減が必ずしもできなくなるわけではない。後述の「株主総会決議による事後の取締役等の責任軽減」の制度により取締役等の責任軽減を実施する余地はある。

4 . 「定款規定による取締役会決議等に基づく事後の取締役等の責任軽減」について

取締役等は、その任務を怠った場合には、会社に対して、これによって生じた損害を賠償する責任を負う(会社法423条1項)。

この取締役等の責任は、総株主の同意があれば免除することができる(会社法424条)。

また、この**取締役等の責任を軽減**する(一部免除する)方法も用意されている。それが、次の3つである。

株主総会決議による事後の取締役等の責任軽減
定款規定による取締役会決議等に基づく事後の取締役等の責任軽減
定款規定による責任限定契約に基づく事前の社外取締役等の責任軽減

それぞれの概要については、図表参照。

図表 取締役等の責任の免除と軽減

	要件	対象となる責任の主観的要件	監査役・監査委員の同意	対象となる役員等	開示
全部免除	総株主の同意 (424)	故意・重過失も 免責可能	不要	すべての役員 等 ^(*4)	不要
一部免除（最低責任限度額を超える部分についての免除）	株主総会の決議(425) ^(*1)	軽過失のみ免責（責任軽減） 可能	監査役設置会社・委員会設置会社では取締役の責任免除に関する総会への議案提出について必要	すべての役員等	株主総会招集通知
	定款＋取締役会（取締役会設置会社以外では取締役の過半数の同意）の決議(426) ^(*2)		取締役の責任免除に関する定款変更の議案提出および取締役会における免除議案提出または取締役の同意を取得することについて必要〔なお、取締役2名以上の監査役設置会社または委員会設置会社以外では採用不可〕	すべての役員等	免除について株主に通知または公告（非公開会社では通知のみ） 〔総株主の3%以上の株主による異議で阻止される〕
	定款＋責任限定契約(427) ^(*3)		監査役設置会社・委員会設置会社では、社外取締役（監査委員を除く）との責任限定契約に関する定款変更議案提出について必要	社外取締役 社外監査役 会計参与 会計監査人	任務懈怠による損害を知った後の最初の株主総会で開示

（出所）相澤哲（法務省大臣官房参事官）他編著「論点解説 新・会社法 千問の道標」（商事法務、2006年）の345ページより引用の上、大和総研制度調査部が一部加筆。

（ *1 ）本文中の「株主総会決議による事後の取締役等の責任軽減」に相当。

（ *2 ）本文中の「定款規定による取締役会決議等に基づく事後の取締役等の責任軽減」に相当。

（ *3 ）本文中の「定款規定による責任限定契約に基づく事前の社外取締役等の責任軽減」に相当。

（ *4 ）「役員等」とは、取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人のことである。